



島根県報

令和4年9月30日(金)

号外第113号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【訓 令】

島根県職員服務規程の一部改正

(人 事 課) 2

【教委規則】

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

(教育庁総務課) 5

【教委訓令】

県立高等学校等の教職員の服務規程の一部改正

(学 校 企 画 課) 8

訓 令

島根県訓令第 7 号

本 庁
地方機関

島根県職員服務規程（昭和46年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 9 月 30 日

島根県知事 丸 山 達 也

第11条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第13条第 2 項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）」に、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書（様式第 3 号の 8 の 2）」に改める。

第51条の表中「第11条第 2 項、第 3 項及び第 4 項」を「第11条第 2 項及び第 3 項」に改める。

様式第 3 号の 3 中

「

2 請 求 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認 ※再度の育児休業、非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業又は非常勤職員の 2 歳までの子の育児休業が必要な事情を記入
	[]

」

を

「

2 請 求 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。） <input type="checkbox"/> 同一の子に係る 3 回目以降の育児休業の承認（既に 2 回の育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）
	※ 3 回目以降の育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項各号に掲げる育児休業を除く。）、非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業又は非常勤職員の 2 歳までの子の育児休業が必要な事情を記入 []

」

に、

「

4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

」

を

「

年 月 日から 年 月 日まで

」

4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで

」

に改め、同様式の注中「再度の育児休業」を「2回目以降の育児休業」に改め、「（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の休日及び休暇に関する条例第10条第2号又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条第1項第13号に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」を削る。

様式第3号の4を次のように改める。

様式第3号の4 削除

様式第3号の8の次に次の1様式を加える。

様式第3号の8の2 (第13条関係)

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書			
			年 月 日
(所属長)			
様			
請求者 所 属			
職 名			
氏 名			
職員の育児休業等に関する条例第9条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。			
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
再 度 の 請 求 予 定 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
3 備 考			

注1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この訓令は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 9 月 30 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

島根県教育委員会規則第17号

島根県教育庁等職員服務規則の一部を改正する規則

島根県教育庁等職員服務規則（昭和36年島根県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「休業しようとする日の1月前までに」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「当該育児休業承認期間満了の日の1月前までに、」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、「又は計画書」を削り、同項を同条第3項とする。

第10条の4第2項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）」に、「育児休業等計画書（様式第4号の2）」を「育児短時間勤務計画書（様式第4号の10の2）」に改める。

様式第4号中

「

2 請 求 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認
	※再度の育児休業、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入

」

を

「

2 請 求 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。）
	<input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以降の育児休業の承認（既に2回の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）
	※3回目以降の育児休業（育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。）、非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要な事情を記入

」

に、

「

4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

」

」

を

「

4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで

」

に改め、同様式の注中「再度の育児休業」を「2回目以降の育児休業」に改め、「（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の休日及び休暇に関する条例第10条第2号若しくは県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例第10条第2号又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条第1項第13号に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」を削る。

様式第4号の2を次のように改める。

様式第4号の2 削除

様式第4号の10の次に次の1様式を加える。

様式第4号の10の2 (第10条の4関係)

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書			
			年 月 日
島根県教育委員会教育長 様			
請求者 所 属			
職 名			
氏 名			
職員の育児休業等に関する条例第9条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。			
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
再 度 の 請 求 予 定 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
3 備 考			

注1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

- 2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。
- 3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入すること。

附 則

この規則は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 6 号

本 庁
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 9 月 30 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

第12条第 1 項中「休業しようとする日の 1 月前までに」を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、「当該育児休業承認期間満了の日の 1 月前までに、」を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、「又は計画書」を削り、同項を同条第 3 項とする。

第14条第 2 項中「育児休業条例」を「職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年島根県条例第 9 号）」に、「育児休業等計画書（様式第 7 号の 2）」を「育児短時間勤務計画書（様式第 7 号の 6 の 2）」に改める。

様式第 7 号中

「

2 請 求 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業の承認
	※再度の育児休業、非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業又は非常勤職員の 2 歳までの子の育児休業が必要な事情を記入 []

」

を

「

2 請 求 内 容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認（次に掲げる育児休業の承認を除く。）
	<input type="checkbox"/> 同一の子に係る 3 回目以降の育児休業の承認（既に 2 回の育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項各号に掲げる育児休業を除く。）を取得した場合のものに限る。）
	※ 3 回目以降の育児休業（育児休業法第 2 条第 1 項各号に掲げる育児休業を除く。）、非常勤職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業又は非常勤職員の 2 歳までの子の育児休業が必要な事情を記入 []

」

に、

「

4 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

」

」

を

「

4 既に育児休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで
	年 月 日から	年 月 日まで

」

に改め、同様式の注中「再度の育児休業」を「2回目以降の育児休業」に改め、「（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（職員の休日及び休暇に関する条例第10条第2号若しくは県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例第10条第2号又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条第1項第13号に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）」を削る。

様式第7号の2を次のように改める。

様式第7号の2 削除

様式第7号の6の次に次の1様式を加える。

様式第7号の6の2

育 児 短 時 間 勤 務 計 画 書			
			年 月 日
島根県教育委員会教育長 様			
請求者 島根県立		学校	
職 名			
氏 名			
職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）第9条第6号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について下記のとおり提出します。			
なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。			
1 請求に係る子			
子 の 氏 名		生年月日	年 月 日生
2 請求者の計画			
請 求 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
再 度 の 請 求 予 定 期 間		年 月 日から	年 月 日まで
3 備 考			

注1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。

2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。